

令和元年度第2回【第15回】島根県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和元年12月12日（木）14：00～16：00

開催場所：ホテル白鳥

出席者：委員 9名

日本年金機構 6名

1. 開会 松江年金事務所副所長
2. あいさつ 松江年金事務所長
中国地域部運営グループ長
3. 委員紹介 出席委員、欠席委員及び代理出席者の報告
4. 議事

【資料4】島根県地域年金展開事業 令和元年度事業実施状況【中間報告】に基づき以下の議事について事務局から説明し、委員の方々に議論いただいた。

議事1 令和元年度島根県地域年金展開事業の前期事業実施状況について

- ・事務局より平成31年4月から令和元年11月における事業実施状況を説明、併せて【資料5】から【資料10】について実施結果の概要を説明
- ・各委員より質問・意見・要望をいただき、後期事業の取組に活かしていくこととした。

議事2 令和元年度島根県地域年金展開事業の後期事業実施概要について

- ・事務局より令和元年12月から令和2年3月における事業実施概要を説明
- ・各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取組に活かしていくこととした。

議題3 その他

- ・特になし

■主な意見・要望・質問

《令和元年度島根県地域年金展開事業の前期事業実施状況について》

◆沖田委員（島根県社会保険協会）

年金相談の予約で、年金についてすぐに聞きたいことがある場合、予約を申し込む際に、すぐに相談枠をとることができるのか、また、予約をしないで訪れた際の待ち時間について、どのような状況にあるのかお聞きしたい。

◇事務局

現在、その日の予約枠がいっぱいで相談をお断りする日はそう多くありませんが、予約せずにお越しになった方には、当日予約で相談可能な時間をご案内する場合や、相談枠の空き状況により別の予約日をご案内して、あらためてお越しいただく場合があります。

お客様のご都合やお急ぎの事情等ある方は、多少の待ち時間をいただくこととなりますが、可能な範囲で枠外相談により対応させていただいております。

ただし、他県の年金事務所の中には、予約申し込み時点で近日相談枠をお取りできないケースもあります。

◆菅原委員（中国四国厚生局）

厚生局と年金機構と連携して学生納付特例事務法人の指定勧奨に取り組んでおり、中国地方の大学を中心に事務法人指定のお願いに回っています。事務法人指定制度が普及すれば学生納付特例の手続き漏れや未納者をなくすことにつながります。中国地方においては指定校が全国で一番少なく国立大学の指定がない状況です。

島根県においては専門学校のみ指定はなく、先般島根大学へ指定校のお願いに伺ったところです。昨年9月には専門学校や県庁関係部署に文部科学省から協力依頼の通知文書が出されていると聞いており、島根県様にも事務法人制度の普及にご協力をお願いいたします。

◆足立委員（島根県年金受給者協会）

地域型年金委員に委嘱された方々が具体的にどのような活動をされているのかお聞きしたい。委嘱状況の資料に委嘱数が示されているが、実際には委員としての活動をされている方は少ないのではないのでしょうか。

◇事務局

地域型年金委員の方々にお願いする活動内容については、年金委員の方へ年金制度の仕組みや制度改正などのチラシやパンフレットを定期的にお届けし、これらの資料をご活用いただいて、地域の方々への助言又は周知いただくことが主な活動になります。

しかし、当機構からの活動支援が不十分、あるいは見えにくいといったことで、地域型年金委員の方々からすれば、何をしたらいいのかというご意見につながっていると考えています。現在、活動支援の充実に向けて、年金委員活動に関する説明会や制度説明会の開

催など検討を進めています。年金委員の方々との接点をもちながらご理解とご協力をお願いしていきたいと考えます。

◆船田委員（協会けんぽ島根支部）

協会けんぽでも健康保険委員制度があります。委嘱拡大に取り組み、実際に委嘱を伸ばしております。多岐にわたる事業がある中で、健康保険委員を通じて行う周知広報は非常に効果的であると考えています。地域型年金委員の委嘱を増やす方法としては、職域型年金委員をお辞めになった後の地域型への切り替えをご案内する。職域型と地域型の委員の役割を明確にして、どのような活動をすればよいか理解いただくことが必要と考えます。可能であれば、年金受給者が関心を持たれる機会を利用する。例えば、新規で発行する年金証書を送付する際に、地域型年金委員制度の周知チラシを封入する方法もあると思います。

《令和元年度島根県地域年金展開事業の後期事業実施概要について》

◆原委員代理（島根県教育庁教育指導課）

高等学校においては、新しい学習指導要領により令和4年度から、新しく「公共」という授業が導入されます。「社会に開かれた教育課程」という言葉を使って、学習内容が自分たちの生活や将来につながってほしいという願いもあり科目の設置が進んでいます。どうしても、年度末に年金セミナーが集中する傾向がありますが、個人的な思いとしては、こういう授業の中で年金について学習をする際に、年金セミナーというものを活用できればと思っており、学習内容が進んでいく過程で扱えるように、学校への周知も考えたいと思いますのでご協力をよろしくお願いします。

◇事務局

新しい学習指導要領による学習内容に年金セミナーを活用いただけることは、非常にありがたいと思います。年金セミナーをどのような形でご提供できるかご相談させていただきます。

◆森岡委員（島根県社会保険労務士会）

社会保険労務士会においても労働分野においてセミナー事業を行っています。

現状、セミナー実施校が例年同じ学校であったり、増えないという傾向は、日本年金機構と同じ状況にあります。

セミナー実施のアプローチを行う機会として、学校担当者が集まる会議などで年金セミナーの主旨について説明し、応募していただくような取り組みが有効ではないかと思っています。

◇事務局

教育機関が集まる会議等で、学校長又は担当者へ年金セミナー実施に向けたアプローチを直接行うことは有効な手段と認識しています。

アプローチについて検討しましたが、実施まで至っていない状況にあります。

今後において、有効な手段として実施に向けて検討してまいります。

◆小松原委員（松江市保険年金課）

若年層の方々の中には、就職して自分が厚生年金に加入していることや、会社を退職して国民年金に切替えが必要なことなど、年金について全く分かっていないという方があります。

また、住民票を異動せず進学すると親元に案内が届くので、知る機会を逃してしまいがちです。子供を持つ親の立場から申し上げますと、若年層に対する制度周知として、通っている高校又は大学の学校生活の中で、年金セミナーなど知る機会を与えていただくとありがたいと思います。

◇事務局

当機構で行う年金セミナーは、ご意見と同じ観点から実施しております。引き続き教育機関へのアプローチとともに取り組んでいきます。また、保護者の方々への周知についても検討して参りたいと思います。

◆飯野委員長（島根大学）

市町村から成人式の案内を送付される際に制度周知をされていますでしょうか。

※小松原委員（松江市）：20歳の国民年金加入などのチラシを同封している。

◇事務局

他県における成人式の取り組みについてご報告します。

広島市教育委員会及び広島市保険年金課の協力により、昨年度から成人式会場で日本年金機構の出展ブースを設けていただいております。フォトフレームの設置、学生納付特例などのポスター掲示、簡単な年金クイズを実施するなどの広報に取り組んでいます。

また、広島市近郊市町にもアプローチを行い、ブース設置が難しい場合は日本年金機構のリーフレットの配付など依頼していく予定としています。来年度以降は中国地域で展開していけるよう検討しているところです。

◆高尾委員（島根県商工会議所連合会）

働き方改革関連法の改正をはじめ、色々な法改正は中小企業などの事業者に与える影響が大きいものと認識しています。厚生年金保険等に参加する会社の経営者、そこで働く従業員にとって、今後の年金制度改正は影響があるものと考えますので、引き続き周知広報をよろしくお願いいたします。